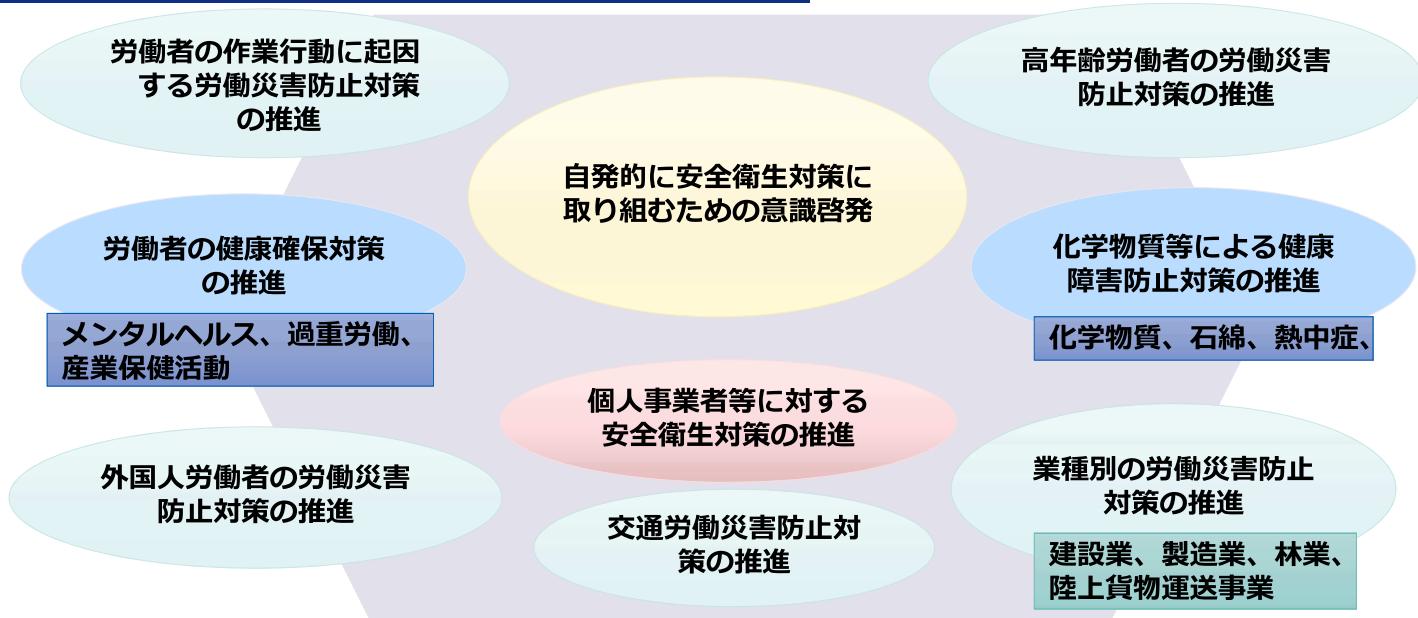


○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることを広く周知し、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図り、安全衛生対策に取り組む意識の啓発を図る。**
- 事業場の規模、労働者の雇用形態や年齢等にかかわらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されるよう対策を推進する。**

○ 9つの重点対策



高知労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標

主なアウトカム指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。

- ・転倒災害について、年齢層別の災害発生割合増加に歯止めをかける。

○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。

- ・60歳代以上の労働災害について、増加に歯止めをかける。

○労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者を減少させる。

死亡災害：5%以上減少させる

死傷災害：2027年までに減少させる

計画の重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されることを周知し、自発的に取り組みを進めるための意識啓発を図る。（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・すべての業種において、転倒災害対策、腰痛災害対策への取り組みを促進する。
- ・介護、看護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」等の周知啓発を行う。

④ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・建設業・製造業・林業・陸上貨物運送事業の業種に応じた労働災害防止対策を推進する。 等 計9つの重点を定め対策を推進

高知労働局第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）、腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・增加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の歯止めをかける。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷災害の割合を、2022年と比較して2027年において減少させる。
③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・增加傾向にある60歳代以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
④業種別の労働災害防止対策の推進	
【建設業】墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業における死者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において10%以上減少させる。
【製造業】機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における死者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において15%以上減少させる。 ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
【林業】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・林業における死者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において10%以上減少させる。
【陸上貨物運送事業】「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数を、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

高知労働局第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
⑤労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ・労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上なるよう促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・労働者の体力づくりへの取り組みや意識啓発を行う事業場の割合を増加させる。 	<p>(指標は立てず) 労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</p>
⑥化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質規制について、あらゆる機会を通じ、化学物質を製造又は取り扱う事業者に対し、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質を起因物とする死傷災害の割合を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間ににおいて5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が懸念される熱中症による死者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間ににおいて減少させる。
⑦交通労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害による死者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間ににおいて10%以上減少させる。
⑧外国人労働者に対する安全衛生対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷災害発生割合を、2022年と比較して2027年において減少させる。
⑨個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による健康障害の防止措置について、建設工事の発注者、事業者等に対し、労働者と同様の保護措置が一人親方等の個人事業者に対しても必要なことについて周知・啓発を図る。 	(アウトプット指標・アウトカム指標は設定しない)

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
また、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間ににおいて5%以上減少させる。
- ・休業4日以上の死傷災害については、2022年と比較して、2027年において減少させる。
また、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間ににおいて減少させる。

